

意見書の提出方法

京都都市計画生産緑地地区の変更案について、意見書を提出しようとする人は、別添様式により、所要の事項を記入して、下記により提出してください。

記

1 意見書を提出することができる人

意見書を提出することができる人は、次に掲げる人とします。

- (1) 向日市民
- (2) 利害関係人

2 意見書の提出期間

令和7年10月6日（月）～令和7年10月20日（月）午後5時必着

3 意見書の提出先

〒617-8665

向日市寺戸町中野20

向日市都市整備部都市計画課（直通 TEL 075-874-2857、代表 TEL075-931-1111）

（郵送又は持参）

4 意見書の取扱い

向日市は、都市計画を決定・告示するときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書に対する市の見解書を添えて公衆の縦覧に供することになります。

5 その他

意見書に係る個人情報の保護については、向日市個人情報保護条例の規定により都市計画の手続き以外の目的に使用することや提供することはありません。